

役員給与規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
第 2 章 常勤役員の給与（第 4 条～第 1 1 条）
第 3 章 非常勤役員の給与（第 1 2 条・第 1 3 条）
第 4 章 雑則（第 1 4 条）
附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の役員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第 2 条 役員の給与は、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）については俸給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末特別手当及び寒冷地手当とし、非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）については非常勤役員手当及び通勤手当とする。

（給与の支給）

第 3 条 常勤役員の給与（期末特別手当及び寒冷地手当を除く。）は、毎月 1 6 日（その日が職員就業規則第 4 4 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その月の 1 5 日以降の日のうち、その日に最も近い休日以外の日。以下「支給日」という。）に、法令及び理事長が別に定めるところにより、常勤役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接常勤役員に支給する。

2 非常勤役員の給与の支給については、理事長が別に定める。

第 2 章 常勤役員の給与

（俸給）

第 4 条 常勤役員の俸給月額、次の表に掲げるとおりとする。

号 俸	俸 給 月 額
1	5 3 5 , 9 0 0 円
2	5 9 4 , 9 0 0 円
3	6 5 7 , 9 0 0 円
4	7 3 1 , 0 0 0 円
5	7 8 8 , 0 0 0 円
6	8 4 6 , 0 0 0 円

7	9 2 6 , 0 0 0 円
8	9 9 9 , 0 0 0 円

- 2 各常勤役員の号俸は、第1号及び第2号に掲げる常勤役員にあっては同各号に掲げる号俸、第3号及び第4号に掲げる常勤役員にあっては同各号に掲げる号俸の範囲内で、その職務の困難度、業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、理事長が別に決定する。

- 一 理事長 8号俸
- 二 副理事長 7号俸
- 三 理事 5号俸又は6号俸
- 四 監事 1号俸以上4号俸以下

- 3 理事長は、役員の業績を考慮して必要があると認めるときは、常勤役員が受けるべき俸給の月額を増額し、又は減額するものとする。

- 4 新たに常勤役員となった者には、その日から俸給を支給する。

- 5 常勤役員が離職（死亡による離職を除く。）をしたときは、その日まで俸給を支給する。

- 6 常勤役員が死亡により離職をしたときは、その月まで俸給を支給する。

- 7 第4項又は第5項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（地域手当）

- 第5条 地域手当は、農研機構の事務所（以下単に「事務所」という。）のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、次に掲げる事務所（以下この条において「支給事務所」という。）に在勤する常勤役員に支給する。

- 一 東京都特別区に所在する事務所
- 二 茨城県つくば市及び神奈川県川崎市に所在する事務所
- 三 埼玉県さいたま市に所在する事務所
- 四 北海道札幌市及び三重県津市に所在する事務所

- 2 地域手当の月額は、俸給の月額に、次の各号に掲げる支給事務所の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

- 一 前項第1号に掲げる事務所 100分の15
- 二 前項第2号に掲げる事務所 100分の12
- 三 前項第3号に掲げる事務所 100分の9
- 四 前項第4号に掲げる事務所 100分の3

- 3 支給事務所に在勤する常勤役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員給与規程（13規程第11号）第14条第1項に定める地域手当の支給される事務所に在勤する職員であって、引き続き常勤役員に任命された者（この者との権衡上必要があると認められる者として理事長が別に定める者を含む。以下「職員から常勤役員にな

った者」という。)が当該任命に伴いその在勤する事務所を異にして異動した場合(この者が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)において、当該異動の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合(以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に係る地域手当の支給割合(職員から常勤役員になった者にあつては、当該異動の日の前日に受けていた職員給与規程第14条第2項の規定による地域手当の支給割合。以下この条において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する事務所が支給事務所に該当しないこととなるときは、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合(支給事務所の区分の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給の月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に支給事務所の区分の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)
 - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 三 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 4 地域手当の支給については、前条第4項から第7項までの規定を準用する。この場合において、同各項中「俸給」とあるのは「地域手当」と読み替えるものとする。

(広域異動手当)

第5条の2 常勤役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は常勤役員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。)は、当該常勤役員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給の月額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日

の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる常勤役員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなる者については、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 職員から引き続き常勤役員に任命された者（この者と権衡上必要があると認められる者として理事長が別に定める者を含む。）が当該任命に伴いその在勤する事務所を異にして異動した場合には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる常勤役員が、前条の規定により地域手当を支給される常勤役員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、次に掲げる常勤役員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる常勤役員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする常勤役員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる常勤役員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる常勤役員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

二 前項第2号に掲げる常勤役員 次に掲げる常勤役員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である者 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である者 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である者 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である者 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である者 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である者 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である者 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である者 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である者 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である者 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である者 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である者 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である者 31,600円

三 前項第3号に掲げる常勤役員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。

4 通勤手当が支給される常勤役員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

（単身赴任手当）

第7条 常勤役員に任命され、又は事務所を異にする異動若しくは在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった常勤役員で、当該任命又は異動若しくは事務所の移転の直前の住居から当該任命又は異動若しくは事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする常勤役員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した常勤役員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である常勤役員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

（期末特別手当）

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第10条までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が休日に当たるときは、その直前の休日以外の日。以下第10条までにおいて「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に離職をした常勤役員についても、同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその常勤役員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長は、その常勤役員の業績を考慮して必要があると認めるときは、これを増額し、又は減額するものとする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末特別手当基礎額は、それぞれの基準日現在（離職をした常勤役員にあっては、離職をした日現在）において常勤役員が受けるべき次の各号に掲げるそれぞれの額の合計額とする。

- 一 俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額
- 二 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額

三 俸給の月額に100分の25を乗じて得た額

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条の規定により解任された常勤役員（同条第1項及び第2項第1号に該当し解任された者を除く。）
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第10条 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末特別手当を支給することが、農研機構の公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末特別手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴さ

れることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(寒冷地手当)

第11条 常勤役員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、別表に掲げる地域に所在する事務所に在勤する常勤役員（以下この条において「支給対象役員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

- 2 支給対象役員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における常勤役員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の 区 分	世 帯 等 の 区 分		
	世 帯 主 で あ る 常 勤 役 員		そ の 他 の 常 勤 役 員
	扶養親族のある常勤役員	その他の世帯主である常勤役員	
1 級 地	2 9 , 4 0 0 円	1 6 , 2 0 0 円	1 1 , 5 0 0 円
2 級 地	2 6 , 0 0 0 円	1 4 , 5 0 0 円	9 , 8 0 0 円
3 級 地	2 5 , 1 0 0 円	1 4 , 3 0 0 円	9 , 6 0 0 円
4 級 地	1 9 , 8 0 0 円	1 1 , 4 0 0 円	8 , 2 0 0 円
備考 「扶養親族のある常勤役員」には、扶養親族（理事長が別に定める者であつて他に生計の途がなく主としてその常勤役員の扶養を受けているものをいう。以下この表において同じ。）のある常勤役員であつて別表に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第7条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。			

- 3 理事長が別に定める常勤役員に該当する支給対象役員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。
- 4 支給対象役員が、理事長が別に定める場合に該当するときは、当該支給対象役員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第2項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。
- 5 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表のとおりとする。

第3章 非常勤役員の給与

(非常勤役員手当)

第12条 非常勤役員には、勤務1日につき、30,400円の非常勤役員手当を支給する。

(通勤手当)

第13条 第6条第1項の規定は、非常勤役員に通勤手当を支給する場合について準用する。この場合において、同項各号中「常勤役員」とあるのは「非常勤役員」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(実施細則)

第14条 役員の給与の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(俸給月額に関する特例措置)

2 平成24年3月1日から同年7月31日までの間、理事長、副理事長及び理事（総務担当）に支給する俸給の月額について、第4条第1項に規定するそれぞれ該当する号俸の俸給月額に理事長及び副理事長にあっては100分の80を乗じて得た額を、理事（総務担当）にあっては100分の84を乗じて得た額を俸給の月額とする。

3 平成24年3月に支給する俸給の月額について、理事（理事（総務・農業者大学校担当）を除く。）にあっては、第4条第1項に規定するそれぞれ該当する号俸に規定する俸給月額に100分の85を乗じて得た額を俸給の月額とする。

4 第8条第3項に規定する俸給の月額の適用及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構役員退職手当支給規程（13規程第9号）第3条第1項に規定する俸給月額の適用については、前2項の特例措置がなかったものとして算出される俸給月額をもって、当該俸給月額とする。

(給与の減額支給の措置)

5 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、常勤役員に対する俸給の月額（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構役員給与規程の一部を改正する規程（18規程第8-10号）附則第2項又は第2項の2の規定による俸給を含む。以下この項及び次項において同じ。）の支給に当たっては、俸給の月額から、俸給の月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

6 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 地域手当 当該常勤役員の俸給の月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- 二 広域異動手当 当該常勤役員の俸給の月額に対する広域異動手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- 三 期末特別手当 当該常勤役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(非常勤役員手当の特例)

7 特例期間における非常勤役員の非常勤役員手当は、第12条の規定にかかわらず勤務1日につき24,400円とする。

(端数計算)

8 第5項又は第6項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成27年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

9 平成27年12月に支給する期末特別手当が支給される常勤役員のうち、理事長が別に定める者に対する当該期末特別手当の額は、第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額に100分の15(理事長が別に定める期間がある常勤役員にあつては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合)を乗じて得た額を加えた額とする。

(平成28年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

10 平成28年12月に支給する期末特別手当が支給される常勤役員のうち、理事長が別に定める者に対する当該期末特別手当の額は、第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額に100分の15(理事長が別に定める期間がある常勤役員にあつては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合)を乗じて得た額を加えた額とする。

(平成29年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

11 平成29年12月に支給する期末特別手当が支給される常勤役員のうち、理事長が別に定める者に対する当該期末特別手当の額は、第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額に100分の10(理事長が別に定める期間がある常勤役員にあつては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合)を乗じて得た額を加えた額とする。

(平成30年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 12 平成30年12月に支給する期末特別手当が支給される常勤役員のうち、理事長が別に定める者に対する当該期末特別手当の額は、第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額に100分の10(理事長が別に定める期間がある常勤役員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合)を乗じて得た額を加えた額とする。

(令和元年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 13 令和元年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の167.5に100分の10を加えた割合」とする。

(令和2年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 14 令和2年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の160に100分の5を加えた割合」とする。

(令和3年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 15 令和3年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の162.5に100分の5を加えた割合」とする。

(令和4年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 16 令和4年6月に期末特別手当が支給される常勤役員のうち、理事長が別に定める者に対して支給する当該期末特別手当の額は、第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額から、理事長が別に定める額を減じた額とする。

(令和4年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 17 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の162.5に100分の5を加えた割合」とする。

(令和5年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 18 令和5年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の170に100分の10を加えた割合」とする。

(令和6年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 19 令和6年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の170に100分の10を加えた割合」とする。

附 則（平成13.11.30 規程第8-1号）

この規程は、平成13年11月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14.8.20 規程第8-2号）

この規程は、平成14年8月20日から施行する。

附 則（平成14.11.1 規程第8-3号）

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成14.12.1 規程第8-4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成14年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条第1項及び第2項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

（平成15年3月31日までの間における期末特別手当に関する読替規定）

- 2 施行日から平成15年3月31日までの間における第8条の適用については、同条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の25」と、「100分の155」とあるのは「100分の180」と読み替えるものとする。

（平成14年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 3 平成14年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定により読み替えられた第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となる場合は、期末特別手当は、支給しない。
- 一 平成14年12月1日（期末特別手当について第8条第1項後段の規定の適用を受ける常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日）まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（以下「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち、俸給、調整手当及び期末特別手当（以下「俸給等」という。）の額の合計額
- 二 継続在職期間についてこの規程による改正後の独立行政法人農業技術研究機構役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）による俸給月額により算定した場合の俸給等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末特別手当に関する経過措置)

- 4 平成15年6月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第8条第2項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則 (平成15.10.1 規程第8-5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(調整手当に係る経過措置)

- 2 施行日以後におけるこの規程による改正後の役員給与規程第5条第2項第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の12」とあるのは「100分の6」とする。

附 則 (平成15.11.1 規程第8-6号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条、第5条、第6条及び第8条の改正部分及び附則第4項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成16年3月31日までの間における期末特別手当に関する読替規定)

- 2 施行日から平成16年3月31日までの間における第8条の規定の適用については、同条第2項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と読み替えるものとする。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 3 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定により読み替えられた第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - 一 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日)において常勤役員が受けるべき俸給、調整手当、通勤手当及び単身赴任手当(第7条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数か

ら当該在職しなかった期間の月の数を減じた月数) を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

(調整手当に関する経過措置)

- 4 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の役員給与規程第5条第3項の規定の適用を受けている常勤役員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同項の規定の適用については、同項中「場合(この者が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

附 則 (平成16.10.28 規程第8-7号)

この規程は、平成16年10月28日から施行する。

附 則 (平成17.10.25 規程第8-8号)

この規程は、平成17年10月25日から施行する。

附 則 (平成17.12.1 規程第8-9号)

- 1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- 一 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日)において常勤役員が受けるべき俸給、調整手当及び単身赴任手当(役員給与規程第7条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

- 二 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成18.4.1 規程第8-10号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(俸給の月額の変更に伴う経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続きこの規程による改正後の役員給与規程(以下「改正後の役員給与規程」という。)の適用を受ける常勤役員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなる常勤役員(理事長が別に定める常勤役員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 2の2 施行日の前日から引き続き改正後の役員給与規程の適用を受ける常勤役員の俸給の月額が、施行日以後に号俸の変更により引き下げられた場合であつて、かつ、当該常勤役員が前項の規定の適用を受けていた場合には、当該常勤役員には、前項の規定にかかわらず、当該変更後の号俸によりその者の受ける俸給の月額のほか、この規程による改正前の役員給与規程において当該変更後の号俸を適用した場合に定められる俸給の月額と当該変更後の号俸によりその者の受ける俸給の月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 3 前2項の規定による俸給を支給される常勤役員に関する改正後の役員給与規程の規定の適用に当たっては、第5条第2項及び第3項並びに第8条第3項第1号及び第3号に規定する俸給の月額には、前2項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

(平成22年3月31日までの間における役員給与規程の適用に関する特例)

- 4 平成22年3月31日までの間における改正後の役員給与規程第5条の適用については、同条第2項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の18を超えない範囲で理事長が別に定める割合」と、同項第2号中「100分の15」とあるのは「100分の15を超えない範囲で理事長が別に定める割合」と、同項第3号中「100分の12」とあるのは「100分の12を超えない範囲で理事長が別に定める割合」と、同項第4号中「100分の6」とあるのは「100分の6を超えない範囲で理事長が別に定める割合」と、同項第5号中「100分の3」とあるのは「100分の3を超えない範囲で理事長が別に定める割合」とする。

(地域手当に関する経過措置)

- 5 この規程の施行の際現に改正前の役員給与規程第5条第3項の規定の適用を受けている常勤役員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び施行日の前日におい

て同条第1項の規定の適用を受けている常勤役員が施行日にその在勤する事務所を異にして異動した場合又は施行日の前日において独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（18規定第11－11号）による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程（13規定第11号）第13条第1項に定める調整手当の支給される事務所に在勤する職員であって、引き続き常勤役員に任命された者が当該任命に伴いその在勤する事務所を異にして異動した場合における当該常勤役員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する改正後の役員給与規程第5条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同各項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3項	支給事務所に在勤する	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構役員給与規程の一部を改正する規程（18規程第8－10号）による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構役員給与規程（13規程第8号）（以下「改正前の役員給与規程」という。）第13条第1項各号に定める事務所（以下「旧支給事務所」という。）に在勤する
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程（13規程第11号。以下「職員給与規程」という。）第14条第1項に定める地域手当	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（18規定第11－11号）による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程（13規定第11号）（以下「改正前の職員給与規程」という。）第13条第1項に定める調整手当
	在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合	在勤していた旧支給事務所に係る調整手当の支給割合（改正前の役員給与規程第5条第2項各号に定める支給割合をいう。）
	職員給与規程第14条第2項の規定による地域手当の支給割合。	改正前の職員給与規程第13条第2項の規定による調整手当の支給割合

（その他）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成18.8.15 規程第8-11号）

この規程は、平成18年8月15日から施行する。

附 則（平成19.4.1 規程第8-12号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 2 平成20年3月31日までの間においては、この規程による改正後の役員給与規程(以下「改正後の役員給与規程」という。)第5条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 3 改正後の役員給与規程第5条の2の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は役員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。
- 4 改正後の役員給与規程第5条の2第1項に規定する「俸給の月額」には、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構役員給与規程の一部を改正する規程(18規程第8-10号)附則第2項及び第2項の2の規定により支給される俸給を含めるものとする。

(その他)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成21.5.29 規程第8-13号)

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則 (平成21.12.1 規程第8-14号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、同各項の規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - 一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日)において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当(役員給与規程第7条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の

前日までの期間において在職しなかった期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成21年6月1日において常勤役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

（その他）

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成22.4.1 規程第8-15号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22.12.1 規程第8-16号）

（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあっては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当（役員給与規程第7条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成22年6月1日において常勤役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

（その他）

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成23.4.1 規程第8-17号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24.2.29 規程第8-18号）

この規程は、平成 24 年 2 月 29 日から施行する。

附 則（平成24.3.14 規程第8-19号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 24 年 3 月 14 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の役員給与規程附則第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成24.4.1 規程第8-20号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成 24 年 6 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成 24 年 6 月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - 一 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から施行日までの間に新たに常勤の役員（以下「常勤役員」という。）となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当（役員給与規程第 7 条第 2 項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額（以下「調整基礎額」という。）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間又は改正後の役員給与規程附則第 2 項若しくは第 3 項の規定により俸給が減額された期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該各期間のいずれかに該当する月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成 23 年 6 月 1 日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額及び同年 12 月 1 日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

（端数計算）

- 3 前項第 1 号に規定する調整基礎額及び同項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（その他）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成25.9.30 規程第8-21号）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26.12.1 規程第8-22号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27.4.1 27-3規程第8-23号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27.12.28 27-32規程第8-24号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成27年12月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、第8条第2項の改正部分の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（広域異動手当に関する特例）

- 4 適用日から平成28年3月31日までの間に常勤役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は常勤役員の在勤する事務所が移転した場合における当該常勤役員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の役員給与規程第5条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 5 適用日前に常勤役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は常勤役員の在勤する事務所が移転した場合における当該常勤役員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の役員給与規程第5条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(単身赴任手当に関する特例)

- 6 適用日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する改正後の役員給与規程第7条第2項の規定の適用については、同項中、「30,000円」とあるのは「26,000円」と、「70,000円」とあるのは「58,000円」とする。

(その他)

- 7 前5項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成28.4.1 27-42規程第8-25号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29.1.1 28-32規程第8-26号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の役員給与規程（以下「第1条改正後役員給与規程」という。）は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成30.1.31 29-25規程第8-27号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成30年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の役員給与規程（以下「第1条改正後役員給与規程」という。）は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条改正後役員給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成30.10.1 30-17規程第8-28号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30.11.30 30-20規程第8-29号）

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31.4.1 30-32規程第8-30号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元.11.1 31-17規程第8-31号）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和元.12.1 31-17規程第8-32号）

この規程は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2.12.1 02-15規程第8-33号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3.4.1 03-20規程第8-35号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3.12.1 03-18規程第8-34号）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4

月 1 日から施行する。

附 則（令和4.11.21 04-17規程第8-36号）

この規程は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和5.11.30 05-16規程第8-37号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定（役員給与規程第 8 条第 2 項の改正規定を除く。第 4 項において同じ。）による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

3 前項の規定は、施行日に在籍する役員に適用する。

（給与の内払）

4 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和6.12.20 06-18規程第8-38号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定め

る。

附 則（令和7.3.25 06-26規程第8-39号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 2 施行日から令和9年3月31日までの間における地域手当の月額、この規程による改正後の役員給与規程第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、俸給の月額に、次の表の支給事務所欄に掲げる支給事務所の区分に応じ、それぞれ同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

	支給事務所	支給割合
施行日から令和8年3月31日まで	東京都特別区に所在する事務所	100分の15
	茨城県つくば市及び神奈川県川崎市に所在する事務所	100分の12
	埼玉県さいたま市に所在する事務所	100分の11
	三重県津市に所在する事務所	100分の5
	北海道札幌市に所在する事務所	100分の3
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	東京都特別区に所在する事務所	100分の15
	茨城県つくば市及び神奈川県川崎市に所在する事務所	100分の12
	埼玉県さいたま市に所在する事務所	100分の10
	三重県津市に所在する事務所	100分の4
	北海道札幌市に所在する事務所	100分の3

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間における役員給与規程第5条の2の規定の適用については、同条第4項中「前条」とあるのは「前条又は役員給与規程の一部を改正する規程（06-26規程第8-39号）附則第2項」とする。

（その他）

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表（第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項関係）

地域の区分	地 域
2 級 地	北海道札幌市
4 級 地	岩手県盛岡市